

平成29年4月11日  
国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター  
における記録等の管理不備に係る対応について（指示）」  
に基づく報告の再補正について

原子力規制委員会からの「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける記録等の管理不備に係る対応について（指示）」に基づき、平成29年1月30日に同委員会に提出した報告書について同年3月7日に補正しました。（ホームページでお知らせ済み）

補正した報告書について原子力規制庁との面談を踏まえ、更なる改善を図るため、これまで報告した対策に加えて、記録等の管理不備が発生していないことを継続的に確認することが必要であると判断し、これを対策に追加して報告書を再補正しました。

【補正の内容】

記録等の管理不備が自らの品質保証活動で検出できなかったことに鑑み、指示文書に基づき実施した記録等の調査方法を参考に、ふげんの全課に対して、過去の記録等について管理不備が生じていないかの確認をふげんで定期的に継続して行い、QMSの改善につなげていく。

以上

（原子力規制委員会への提出資料）

[「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける記録等の管理不備に係る対応について\(指示\)\(平成28年12月21日原規規発第1612212号\)」に対する結果報告の補正について](#)